

(全体質問1) 2022年2月に実施した香害をなくす連絡会と5省庁面談後に進展したことはありますか。

(答)

香害の原因や発症メカニズム等未解明な部分も多く、実態はよく分かっていない。そのため、厚労省の調査結果を注視してまいりたい。

(全体質問2) 2022年2月以降、香害をなくすための5省庁連絡会議の開催回数（日時）とその内容を教えてください。

(答)

5省庁の担当者会議は開催しておりませんが、関係省庁とは隨時メールや電話にて情報の共有を図っています。

1. 改正「海洋漂着物処理推進法」に則り、マイクロカプセルの使用禁止を事業者に行政指導してください。

(答)

海岸漂着物処理推進法の基本方針に示す取組として、マイクロプラスチックの海域への排出抑制、マイクロプラスチックに係る実態把握等を進めています。

具体的には、河川や海洋におけるマイクロプラスチックの実態把握調査等を行っているほか、環境研究総合推進費を通じて、マイクロプラスチックの分布や動態の把握、マイクロプラスチックの影響評価等の研究支援を行っているところです。

これらの環境中の存在実態や影響評価については未解明の部分も多く、引き続き最新の科学的知見の集約に力を入れると共に、国内外の動向を踏まえつつ、関係者と協力しながら対策を検討してまいります。

2. 土壌汚染対策の一環として、柔軟剤や洗剤へのマイクロカプセル使用を規制してください。

(答)

環境省では家庭用品の規制は行っておりませんが、平成15年に施行された土壌汚染対策法において、人の健康に被害を生ずるおそれがある有害物質として揮発性有機化合物(VOC)を含む26物質を規制対象にしているところです。

また、マイクロカプセル類由来のマイクロプラスチックに対象を絞った内容ではありませんが、令和3年度から土壌中のマイクロプラスチックの挙動等を調査することとしています。

3. 大気汚染対策の一環として、香りつき製品の使用自粛や揮発性有機化合物（VOCs）排出量の少ない代替製品の使用を呼びかけてください。また、微小粒子物質（PM. 2.5）対策としても、家庭用品に含まれるマイクロカプセル類を規制してください。

（答）

環境省では家庭用品の規制は行っておりませんが、大気汚染防止法では、平成 16 年に法改正を行い、揮発性有機化合物（VOC）排出抑制対策を位置づけ、塗装施設等の VOC を多量に排出する施設を VOC 排出施設として規制対象にし、VOC 排出削減への取組を行っているところです。

VOC の排出抑制は、光化学オキシダントの削減につながる重要な取り組みであり、環境省としても引き続き、事業場等から排出される VOC の削減に向け取り組んでまいります。

また、マイクロカプセル類由来のマイクロプラスチックに 対象を絞った内容ではありませんが、昨年度から 3 年間かけて一般大気環境中のマイクロプラスチックの存在状況、形態等を調査・研究することとしています。

4. 被害実態に合わせて、5 省庁連名ポスターを改訂し、貴省が所管する産業界や、SDGs に取り組む企業などに、ポスターを周知してください。

（答）

御指摘の連名ポスターに関しては、臭気関係の団体に配布するなど、周知に取り組んで来たところ。

改訂等があれば、同様に周知を図ってまいります。

5. 貴省職員から香料自粛を始めてください。

(答)

省内にポスターを掲示するなど、引き続き香害について周知を図ってまいりたい。